

新潟市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を未然に防止することを目的として、転倒及び倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去を行う者に対する補助金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀、その他これらに類する塀及び門柱をいう。

(2) 道路等

市内小学校長指定の通学路、児童宅から学校長指定の通学路までの経路、学校から放課後児童クラブまでの経路、又は不特定多数の者が通行できる避難所や避難地等へ至る経路をいう。

(3) 避難地等

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第2条第1項に規定する都市公園、避難場所又は避難所の敷地をいう。

(4) 撤去工事

既存のブロック塀等の全部を解体し、撤去すること又はブロック塀等が接する道路等又は避難地等からの高さを1メートル未満にすることをいう。

(5) 所有者等

市内にブロック塀を所有する者又は管理する者（ブロック塀等の撤去工事の施工について当該ブロック塀等の所有者の承諾が得られる者）をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる撤去工事は、道路等又は避難地等に接して設けられている高さが1メートル以上のブロック塀等で、倒壊等の危険性があり撤去が必要であるものの撤去工事とする。ただし、過去にこの補助金の交付を受けたブロック塀等と

同一敷地にあるブロック塀等は補助金交付の対象から除く。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、所有者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 当該ブロック塀等において、他の補助を受け撤去工事を行う者
- (2) 販売を目的とした整地や解体工事に伴いブロック塀等の撤去を行う者

2 所有者等が法人である場合、以下に掲げるものを全て満たすものとする。

- (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年 新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (2) 市税を完納していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次のいずれか少ない額(消費税及び地方消費税相当額を除く)の2分の1の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、限度額を15万円とする。

- (1) 撤去工事に要する費用(基礎の撤去費用は含まない。)
- (2) 撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり17,400円を乗じた額

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、第3条に規定する撤去工事後においてブロック塀等の一部が残る場合、当該ブロック塀等を適正に維持管理しなければならない。また、その安全を確保するため適切な処置を講ずるよう努めなければならない。

(監督及び指導)

第7条 市長は、所有者等に対し、事業の適正な施行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。